

平成29年12月15日

平成29年第12回飯館村議会定例会会議録（第4号）

()

()

平成29年第12回飯館村議会定例会会議録（第4号）							
招集年月日	平成29年12月15日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成29年12月15日 午前10時00分					
	閉会	平成29年12月15日 午後 2時03分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	佐藤 健太	○	2	長正利一	○	
	3	佐藤 一郎	○	4	高橋 孝雄	○	
	5	高橋 和幸	○	6	渡邊 計	○	
	7	佐藤 八郎	○	8			
	9	相良 弘	○	10	菅野 新一	○	
署名議員	9番 相良 弘	1番 佐藤 健太			2番 長正利一		
職務出席者	事務局長 俎野正行	書記 北原美樹			書記 草野健太郎		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
○ 出席	村 長	菅野 典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○	
	健康福祉課長	齋藤 修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○	
	教育長	中井田 榮	○	教育課長	村山宏行	○	
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○	
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○	
	選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成29年12月15日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 8号 東日本大震災により警戒区域設定指示等の対象区域内の建物を
建てかえた建物（被災代替建物）等に係る不動産登記の登録免
許税の免税特例適用期間延長を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第113号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 5 議案第114号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第115号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第116号 飯館村立認定こども園設置条例
- 日程第 8 議案第117号 飯館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
する基準を定める条例
- 日程第 9 議案第118号 飯館村農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 日程第10 議案第119号 飯館村公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第120号 飯館村表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第121号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第122号 飯館村営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第123号 飯館村の休日を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第124号 花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第125号 復興住宅エリア造成工事請負契約の変更について
- 日程第17 議案第126号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第18 議案第127号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第128号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第129号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第130号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第131号 議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第23 議案第132号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第133号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第134号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第26 議案第135号 農業集落排水草野地区処理施設水処理機器更新工事請負契約に
ついて
- 日程第27 議案第136号 飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更に
ついて
- 日程第28 議案第137号 飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更に
ついて
- 日程第29 議案第138号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事

(飯舘村深谷復興拠点地内第2号) 請負契約の変更について

- 日程第30 議案第139号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事
(7区肉用牛施設) 請負契約の変更について
- 日程第31 詮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第32 閉会中の継続審査の件
- 日程第33 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第34 議員派遣の件

(○)

(○)

会議の経過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりあります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野正行君） 報告いたします。

本日村長から予算案件5件、条例案件4件、その他案件5件、人事案件1件、計15件の追加議案が送付されております。

次に、発議第8号、東日本大震災により警戒区域設定指示等の対象区域内の建物を建て替えた建物（被災代替建物）等に係る不動産登記の登録免許税の免税特例適用期間延長を求める意見書（案）が、提出者渡邊 計議員、他賛成者全員よりお手元に配付のとおり提出されております。

次に、常任委員会の活動状況についてですが、12月13日、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が閉会中の所管事務調査についての協議のため開催されています。

次に、議会運営委員会が12月13日及び本日、日程等の議会運営協議のため開催されています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 相良 弘君、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加をいたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第126号は、平成29年度飯館村一般会計補正予算（第10号）であります。

既定予算に1,412万1,000円を増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を229億3,145万9,000円といたしました。歳出の内容でありますが、総務費の総務管理費に733万5,000円、民生費の社会福祉費に576万6,000円、教育費の幼稚園費から461万8,000円の減であります。また、この財源として地方交付税を充てております。

議案第127号でありますが、これは平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定予算に8万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億8,200万4,000円といたしました。

議案第128号は、平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。既定予算に8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億3,842万6,000円

といったしました。

議案第129号は、平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定予算に543万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を11億2,258万3,000円といたしました。

議案第130号は、平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。既定予算に21万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2,949万4,000円としたところでございます。

議案第131号は、議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は福島県人事委員会の勧告に準じて議會議員の特別給を福島県議会議員と同様、0.05カ月分引き上げる改定を行うものであります。

議案第132号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じて村長を含む特別職の特別給を福島県特別職と同等、0.05カ月引き上げる改定を行うものであります。

議案第133号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じて職員の給与等の改正を行うものであります。

議案第134号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じて任期付職員の給与等の改定を行うものであります。

議案第135号は、農業集落排水草野地区処理施設水処理機器更新工事請負契約についてでございます。12月7日に8社による指名競争入札を行った結果、荏原実業株式会社東北営業所が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は8,262万円であります。

議案第136号は、飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）の請負契約の変更についてであります。平成29年4月24日付庄司・石川特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、給食センターなどに追加の工事及び仕様の変更が必要となりましたので、当初の工事請負額を8,079万4,800円増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は20億5,828万7,760円でございます。

議案第137号は、飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についてであります。平成29年4月24日付で古俣・大丸特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、中学校体育館の補修箇所の追加、認定こども園の工事の追加などが必要となりましたので、当初の工事請負金額を5,178万3,840円増額する請負契約について変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は13億8,366万360円でございます。

議案第138号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事というものであります。平成29年7月3日付で大内わら工品株式会社と工事請負契約を結び、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、作業棟くい基礎工事を追加する等の変更が生じましたので、当初の工事請負額を691万8,480円の増額する請負契約の変更につ

いて議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は2億8,663万8,480円となります。

議案第139号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事、7区の肉用牛施設ですが、この請負契約の変更についてでございます。平成29年8月4日付で株式会社アシストジャパンとの工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、繁殖舎等の追加工事が必要となりましたので、当初の工事請負額を627万8,040円増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は1億347万8,040円でございます。

諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。飯館村松塚字中迫173番地の2、菅野 茂君を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものであります。

以上が提出しました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時12分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 追加議案調査のため、引き続き休憩します。

再開は11時とします。

（午前10時35分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 引き続き会議を開きます。

◎日程第3、発議第8号 東日本大震災により警戒区域設定指示等の対象域内の建物を建て替えた建物（被災代替建物）等に係る不動産登記の登録免許税の免税特例適用期間延長を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第3、発議第8号東日本大震災により警戒区域設定指示等の対象域内の建物を建て替えた建物（被災代替建物）等にかかる不動産登記の登録免許税の免税特例適用期間を延長を求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番（渡邊 計君） 東日本大震災により警戒区域設定指示等の対象域内の建物を建て替えた建物（被災代替建物）等に係る不動産登記の登録免許税の免税特例適用期間延長を求める意見書（案）について、朗読をもって提案いたします。

被災代替建物の新築または取得にかかる免税措置は、警戒区域設置指示等の対象区域内に所在する建物の被災代替建物を新築または取得する場合には警戒区域設定指示等が行われた日から当該指示等が解除された日までに新築または取得したもの又は当該指示

等が解除されてから3カ月以内に取得または1年以内に新築したものに限られる制限となっている。しかし、現状は避難解除されてから今後について考える人も少なくなく、宅地取得、住宅建設を完了するには前述の期間内では厳しい。また、宅地の高騰、建築費の高騰で住居確保についてちゅうちょせざるを得ない人もいる。仮設住宅等の入居期間延長もされたことを踏まえ、本制度の期間延長は被災者の住居確保と生活再建のために最重要であるため、本制度の免税期間延長を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年12月15日

福島県相馬郡飯館村議会議長 菅野 新一

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

復興大臣 宛て

以上です。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしを認めます。

提出者は自席にお戻りください。

討論を省略します。

これから発議第8号東日本大震災により警戒区域設定指示等の対象域内の建物を建て替えた建物（被災代替建物）等に係る不動産登記の登録免許税の免税特例適用期間延長を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。よって、発議第8号東日本大震災により警戒区域設定指示等の対象域内の建物を建て替えた建物（被災代替建物）等に係る不動産登記の登録免許税の免税特例適用期間延長を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第113号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第9号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第113号平成29年度飯館村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 何点か伺っておきます。21ページにおけるふるさと住民票制度策定支援業務、住民票を持たない人に対するというお話をしたけれども、これは予定数なりどんな内容でどれだけのことをやろうとしているのか。あとは23ページの地上デジタル放送設備施設整備工事、これ実態としてはどういうことになって、戻ってテレビとかいろいろ受信するのに対する村民の負担状況などはどういうふうになっていくのか。25ページの仮設住宅集会所修繕工事が修繕料というふうに需用費のほうに変わった。減額した部分を逆にこちらに上がったということで、これはどこの住宅の修繕工事でどんな内容の

ものにしていくのか。27ページによる新井田川土砂撤去ありますけれども、後のページの29ページの土砂撤去もあるんですけれども、村全体の河川の土砂撤去という流れでは具体的にどのぐらいのキログラム数なり他の川についての計画はどのように持たれているのか。あと、29ページの除雪作業業務、これ1回のキロメートル数と路線の関係との作業をやる業者選定、この流れはどのようにされているのか。私などは路線とかいろいろ今までのことは知り得ているんですけども、新人議員が多いので改めて路線なりキロメートル数なりそういう図面も含めたものが必要かと思うんですけども、その辺を伺っておきます。

あと、31ページに備品購入費でドコモより遊具がというお話ですけれども、今ある現在使われている飯野の幼稚園の遊具、大変立派のあるんですけれども、その遊具はこちらで活用するということにはならないのかどうか。33ページの被災児童就園支援事業補助金ありますけれども、この事業の継続はどのように考えられているのか伺うものであります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からはご質問の1点目と2点目、ふるさと住民票と地デジの関係についてご説明申し上げます。

ふるさと住民票でございますが、村に戻ってくる方がなかなか少ないという中、また戻ってきてたいけれどもなかなか戻れない方もいらっしゃる。また、全国ではふるさと納税等々を通じて村に対してさまざまな支援、関心を寄せていただいている方がございます。こういった方と長く村との関係性を保っていただいて、村のイベント等があればお呼びをしたり、あるいは飯館村の住民の皆さんと折に触れて交流を持っていただいたりする機会を設けたいということで、今般こういった制度を立ち上げることとしたところでございます。今回の予算につきましては、ふるさと住民ということで登録していただいた方に対して、ふるさと住民カードという健康保険証の今プラスチックのカードになっておりますが、ああいった形のカードを発行いたしまして、ふるさと住民という登録をしていただく。そういった方に対して、来年の4月以降、新年度になりましたら、例えば考えられることとしては広報誌であるとかそういったものを定期的にお送りする、あとはイベント等があればご招待をする。あとは村の中でいろいろある村民との交流事業などにお呼びする。そういったことが考えられるかということで、現在そのふるさと住民に対するサービス内容につきましては協議中といいますか、内部で検討中ということでございます。今般、予算に上げておりますのはこの住民カードを作成するための費用と、それから今年度末、来年の3月になるかと思いますが、この制度を発足するに当たって広くお知らせするためのイベントといいますか記念行事を行うための費用ということで上げたものでございます。制度は来年の4月からスタートさせたいというふうに考えてございます。

それから23ページの地デジの再送信施設の整備工事ということでございますが、震災前に地デジを光ケーブルを通じて、村が設置した光ケーブルから線を引いてテレビを見たいという方がたくさんおられたわけでございますが、この震災によってその工事がなかなか進まなかつたところでございます。今年度につきましては、そういった方の中から

今年度41件の方から今年度中に引き込み工事をしたいというご要望が上がってまいりましたので、その屋外工事分については村で工事を行うという制度になっておりますので、屋外工事分について今回予算をお願いしているところでございます。宅内、家に引き込んでから、家の中の配線工事につきましては各自のご負担で引いていただくということになります。以上でございます。

飯野支所長（高橋正文君） 25ページの仮設住宅集会所修繕工事についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、来年の3月をもって飯野支所が廃止ということで、今ある飯野の事務所がなくなる。ただ、当初は本庁に帰還する予定でございましたが、現場のほうから福島の事務所で支援をしてほしいという要望等がございましたので事務所を、これは松川第1の集会所の修繕工事ということで計上させていただいております。県北のほうに現在200戸300人の仮設の入居者がおります。相馬のほうには60戸で100人程度の入居者がございます。供用期間が、ご承知のとおり31年3月まで延長されたということであと1年ちょっとと入居者がいるということで、しっかりと支援をしていくという意味を込めまして松川第1の集会所を修繕してしっかりと1年間支援していくというような予算の計上でございます。

工事の内容につきましては、主にトイレの改造、現在男女共用のトイレになってございますが、それを男女別に改修する。または、あとは主に間仕切りです。事務所として使用できるような間仕切りの修繕工事を予定してございます。

建設課長（高橋祐一君） 河川の土砂撤去に関するご質問ですが、27ページでありますが、これについては農業用排水路の保全工事ということで松塙地内約2キロメートルの区間を大体6,000立方メートルを計画して土砂を撤去するということあります。基本的には2級河川ということで県の管理下にあるわけですが、村としては農業用の排水機関、農業用の河川の出口に土砂が堆砂しているということで、農水事業の交付金を使って実施しているというところであります。あと、昨年の実績ではありますが、県のほうで約200メートル、2,000立方メートルほどの撤去をしているということで、村の普通河川に関しましては夏井川と前田川の部分、その部分についてことし土砂を撤去するということで、約2,400立方メートルの土を撤去する予定になっております。全体的な計画ではありますが、普通河川については加速化交付金等でこれから実施していくというふうな計画ではありますけれども、2級河川に関しましては県の管理下であります、現在県の単費で実施をしているような状況であります。見通しとしてはなかなか河川全体をやれるというふうな見通しになっておりませんので、今回県の管理下であっても河川の草刈りを村のほうで実施してきました。それは復興庁関係機関との協議のもと、本来であれば県がやらなければならない部分なんですが、村で県のほうで進められないという部分があつて村で実施してきたところであります。そういう意味で河川の土砂に関しましても県の作業を待っているのではなく、もし県でできないのであれば村で復興庁と協議をしながらできる限りのことをやっていきたいというふうに思っております。

もう一つ、除雪の件ではありますが、除雪に関しましては全体で210キロメートルの除雪の延長になっております。路線数としては185本ということで、そのほか公共施設関係

の除雪もしてまいります。一応、村の除雪実施要領というもので進めさせていただいています。1次路線、2次路線ということで路線数を設定しまして、村内業者含めて8社で除雪を実施しております。国県との絡みに関しましては県の相双建設事務所で除雪をするというところで、その辺の割り振りにつきましてはある程度エリア分けをして割り振りをさせていただいております。それは除雪会議ということで業者に集まつていただきまして、その辺で協議をしながらやっていく。いろいろ除雪機械のそういう関係もあるものですから、その業者によってできる範囲が決まってくるということで、お互いの業者で調整をしてもらったりとかして、村内全域を除雪していくというふうなことで計画をしております。それで、除雪の基準に関しましては15センチメートル以上ということをやっています。時間的には現在スクールバス等が走っておりませんから、夜間工事の作業は危険が伴うということで朝5時から午後5時までということで計画しております。約15センチメートルから20センチメートルの雪であれば朝始まって大体その日の2時ぐらいには全ての除雪が完了すると思われます。そういう体制で今実施しております。以上です。

教育課長（村山宏行君） 私からは31ページ、教育総務費の中の備品購入費というご質問でございましたが、今回のものについてはNTTドコモからの寄贈ということがございまして、計上させていただいたものということでございます。ご指摘ございました既存の遊具はどうするのかということなんですが、既存の大型遊具はオーストラリアから寄贈を受けたものであります、こちらについては村の幼稚園エリアのほうに移設をいたします。現場のほうと調整をしながら詳細の場所については今後決定してまいりたいというふうに思っておりますが、移設ということでご承知おきいただければと思います。

続きまして33ページ、幼稚園費の中の負担金補助交付金の被災児童の就園支援事業の補助金でございますが、今回の計上につきましては当初より私立幼稚園の入園者がふえて公立の入園者が減ってまして、その差額分が今回147万1,000円の計上ということでございます。こちらの制度でございますが、国のほうの制度にのっとりまして設けられておりまして、親の所得、あるいはその入る子供が第1子なのか第2子なのか第3子なのか、そういったところでも上限額、単価が違っております。村としましては国の制度にのっとってそれに準じてそういった支出をしているというところでございます。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 21ページなんですかれども、そうするとこの予算ではカード代とイベントなどへの紹介案内、あと前に説明した広報なども送るというその流れの予算だと。そのほかについては内部で今協議する状態だということでいいんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 今般お願いしておりますのは、カードの製作費と3月に予定しております制度発足をお知らせするためのイベント費ということでお願いしているものでございます。実際にふるさと住民になっていただいた方へのサービスといいますか、こちらから何かするためにもし予算が必要だということになれば、これはまた別途来年度の当初予算の中でお願いをするようになります。今年度中に支出いたします経費につきましては、そのカードの製作費と3月に予定しております発表イベントとかそういった経

費ということでございます。

7番（佐藤八郎君） 広報発送までは入っていない。この予定数はカードを送るイベント案内する予定数というのはどのぐらい。

総務課長（愛澤伸一君） 現在、カードは1,500枚を作成する予定でございます。また、このご案内でございますが、募集は4月から開始でございますのでこちらはつくるだけということになります。イベントのご招待につきましては関係者、これからこの事業にかかわるような方を村の中で調整をさせていただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） デジタル放送の部分では屋内の自己負担はありますけれども、屋外の部分についてはないという流れで帰村された方は安心して放送を受信できるということですか。

総務課長（愛澤伸一君） この地デジのシステムをお使いになる方については当初、最初この制度に加入する際に加入金として2万円をいただくこととしております。それから現在は無料のようですが、月額利用料として現在300円をいただくこととしております。

7番（佐藤八郎君） 仮設住宅の集会所改修ということで、建物そのものはふやさないで今の松川第1の集会所を改修して、飯野町、今分庁舎でやっていた業務はどのぐらいのことをやろうというふうにしているんでしょうか。

飯野支所長（高橋正文君） 現在松川第1の集会所を改修するという予定でございます。現在もう一つ松川に談話室というのがございまして、その集会所のかわりに松川の仮設では談話室を使っていただく。その集会所を事務所に使う。現在飯野支所のほうには生活支援の職員が10名程度おります。来年度松川第1集会所に移る場合も人事になりますが、同程度の職員は配置できると見込んでおります。その支援の内容ですが、どのぐらいできるか、どんな支援ができるかというのもございますが、今年度からサービスの質を落とさないように極力供用満了までしっかりと支援していくという考えを持ってございます。

7番（佐藤八郎君） 1級、2級河川、いろいろあって、営農再開、いろいろ用水関係からしているいろいろなたくさんやることがあると思うんですけれども、営農再開する、水を必要とする部分を優先して国で1級河川は国でやるでしょうけれども、県の部分も必要あれば村負担でも土砂上げも含めやるという話でしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 2級河川に関しては、先ほど言ったように県の管理になってきますが、その中にある頭首工等の農業用施設に関してはそれぞれの利用者が管理するという形になっています。今ご質問あったとおり、作付する際に用水で引っ張るところの土砂がたまっているということであれば、それについては農業施設での交付金を活用して土砂を撤去していきたいというふうに思っています。現に今年度松塚地内の頭首工2カ所を改修しております。その周辺には土砂がかなり堆積しておりました。そういう土砂を部分的には撤去しながらやってきたということでありますので、農業用施設に関しての河川内の部分に関しては村でそれを対応していきたいというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） これから余り大雪にならなければ除雪ないでしょうけれども、これからのことなのでまず新しい議員多いものだから今までやっていた実態の書類やら資料をぜ

ひ提出していただきたい。

あと、多分原発事故起きる前は村で持っていた機械、重機も活用されてはいた経過あるんですけども、もう7年を迎えてその重機がどうなのかわかりませんけれども、そういう意味では8社でエリアを分けて云々という流れできちっとできるものなのかなどうか。その辺はどのように対応されるのか伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） 除雪の機械関係ではありますが、除雪の機械は村で1台所有している機械はそのまま継続して使える。そのほか、歩道用の除雪機関係もございます。あと、また振興公社のほうにあるローダーなども活用しています。震災後、国から借りておりますトラクターあるんですが、そういうトラクターも活用しながら業者の方にお願いしているという状況であります。

現在の8社の部分でというところではありますが、なかなか各業者、機械の手配というのが難しいところがありまして、どうにかそのエリアをやっていただくという方向で業者にも機械を準備していただきながらやっているというのが現状でありますし、そのほかに8社の中には入っておりませんが大きな機械を持っている業者の方に関しては常に除雪には入れないけれども大雪とかそういう緊急のときについては協力いただけるというふうなことで、大雪関係のときにはそういう形で実施していきたいというふうに思っています。ただ、何年か前に大雪ありましたが、まず1次路線という部分を先行してやってきています。それは幹線的な路線です。ですから、宅地周りの除雪に関しては最後になってしまふというところについてはご理解願いたいなというふうに思います。

7番（佐藤八郎君） 1次路線中心にという部分になろうかというふうには心配しているんですけども、帰村している方が1次路線沿いに存在しているだけならいいんですけども、緊急事態が発生した場合救急車も、ヘリコプターはどこにでも行けるというのはありますけれども、いずれにしろ大分議員の中から心配の議論ありましたけれども、高齢者が多い中で温度格差があればあるほどいろいろなことが起きるので、そういう部分ではその辺をきちんとしていくという体制、そういう部分ではもう少し今までの路線とか業者任せではない緊急的な除雪をするような体制なども必要なのかなというふうに思うんですけども、例えば倒れた人がいたから初めて緊急ということでは間に合わないので、帰村している方がある程度いるような幹線というかそういう道路というのは1次路線に入っていなくても心がけないと大変かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（菅野新一君） 建設課長。

建設課長（高橋祐一君） 緊急時の体制というところでありますが、帰村している方が少ないのであればそういう対応もできるかなというふうに思いますが、今後多くの方が帰村される中ではなかなかそこを優先してやるというのは厳しいところがある部分かなというふうに思っています。ただ、今お話がありました通報されてからというのは遅いかもしれません、そういう形での小回りのきくような形では対応していきたいというふうに思っていますし、来年度から実は各行政区のほうに地域住民型の交付金事業の要望をとっております。そういう中で以前も行政区委託ということで除雪をやってもらった区域があります。今回、何行政区かに関しては自分たちでそれもやっていきたいというふう

なことがありますので、その地元の方がそういうところを把握してもらって除雪をしていただければ緊急時の対応もできるのかなというふうに思っております。それについては、緊急時については全力を尽くしてやっていきたいというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） 除雪会議はもうやられたんでしょうか。体制は大丈夫だと。

議長（菅野新一君） 佐藤八郎君。3回質問が除雪については終わりましたから、質問を変えてください。

7番（佐藤八郎君） 後で聞きますけれども。

幼稚園児、村の幼稚園、小中はずっとほとんど無料ということありますけれども、村外の幼稚園、小学校、中学校、同じ村民の子供であってもいろいろあるようですけれども、その差額あること自体も問題でありますけれども、この55名分の予算今回とられていますけれども、この事業そのものは村の小中、幼稚園の無料化が続く限りこちらも継続になるということで公正公平にやられるということになりますか。

教育長（中井田 榮君） 先ほどお答えしましたように、国の制度が続いている限りは議会ともご相談をしながら予算のほうには上げていきたいと考えております。

議長（菅野新一君） 除雪について、現在までの状況、実情についての資料提供を要求いたします。

6番（渡邊 計君） 29ページ、除雪作業業務ですが、この作業の中に融雪剤散布などは含まれているのかいないのか。また、その下、河川の土砂撤去、しゅんせつ土の処理はどうなっているのか、また、そのしゅんせつ土の放射線測定などは行われているのかどうかお聞きします。

その後、33ページです。小学校中学校コンピューター賃借料、同額の金額であります、説明の中では小学校が28人で中学校が対象者43人ということなんですが、対象人数が違うのに同額ということはどういうことなのかご説明お願いします。

建設課長（高橋祐一君） 1点目の河川の土砂の処理というところでありますが、河川の土砂の線量ははかっておりません。その中で8,000ベクレル以下ではあるんですが、その層によっては高い部分もあるというところで、実は今回補正で上げましたフレコン関係上がっているんですが、当初は8,000ベクレル以下ということで通常の運搬処理というふうに考えておりましたが、部分的に線量が高いところがあるということで全部フレコン詰めで処理をしていきたいということで計上させてもらっています。その行き先でございますが、現在のところ環境省のほうでの協議を進めているわけですが、まだそれを中間処理場に運ぶというふうな方針は出ておりませんので、とりあえず1次仮置き的な形で地元のエリアで、置ける場所を相談しながら、区長さんととか相談しながらその場所を設定して、とりあえずそこに置かせてもらうというふうな方向でやっております。

あと、除雪のほうの関係で融雪剤をまいているのかというところではありますが、県道関係については県のほうで融雪剤まいておりますが、村のほうでは現在のところ融雪剤はまかないというふうなことでやっております。部分的なところがありますけれども、そういうところに関しては滑り止めの砂とかそういうところで対応しているということで全ての、これだけ210キロメートルの距離があるものですから、それをなかなか全てを

対応することはできないということで、今のところはそういう対応で進んでおります。

教育課長（村山宏行君） 33ページ、コンピューターです。小中学校への導入ということなんですが、今回導入しますのは新しい学校にあわせて、また既存のコンピューターのシステムが老朽化しているということに伴いまして新設導入を図るというものでございます。

おただしの人数が違うのになぜ同額なのかということなんですが、新しい小中学校、御存じのように校舎一体の中で職員室も1カ所、そして子供たちが有機的につながりながら学ぶということにしております。今回導入しますのは子供たち用のパソコン、例えば図書室に使うものですとかあるいはタブレット端末、それからＩＣＴ教育で各教室に配置するもの、それから先生方が校務として使う、そういった部分が入っております。全て子供たちが有機的に使っていくことがありますので、小学校・中学校同額ということで計上したということでございます。

6番（渡邊 計君） まず除雪のほうなんですけれども、15センチメートル以上になった場合に除雪を行うということでありますけれども、15センチメートル前だとやらない。その中で圧雪で凍るところも出てくる。ただ、村内確かに広くて大変ですけれども、現在のこの役場まで、臼石の交差点から役場までの道路というのは福島方面に3,200人以上の避難者がいる中で役場に書類などをとりにくる場合にこの道路が一応主要幹線になるのではないか。それで、カーブが多くて現在もカーブのところだけ凍っているわけですよね。それでこういう通過車両の多いところに関しては散布をすべきではないかと思って質問したのですが、その辺はいかがでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 15センチメートル以上で除雪をするということで、一つの基準としては15センチメートルというふうな形になっています。村内の中でも大倉と比曽ではかなりの差がありますので、その場所場所で対応していくという形になります。あとは、降雪の気候の状況、見通し、予測という部分を含めて除雪の出動の判断をしております。その15センチメートル以上以外の部分についての吹きだまりの部分に関しましても、それについても除雪をするというふうなことで進めております。

もう一つ、融雪剤の関係ではございますが、昨年もそうですけれども、今のところ融雪剤をまくというふうな計画はございません。もう一度協議をしながら、その辺の必要性をもう一度検討は必要なのかなというふうに思っております。以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

6番（渡邊 計君） 私も実際最初は裏通りというかそこを通っていたんですが、カーブが多くて滑るということで私現在県道のほう通ってきているんですが、ぜひ事故など起きる前に対応していただきたい。

それと、河川のしゅんせつですけれども、我々議会も国のほうと大分話し合ってきましたけれども、結局その後でお聞きしたところ、今説明のように環境省が引き受けないのでしゅんせつ土を置くところがなくて困っているんだというお話が今説明ありましたけれども、そういうことであればそういうことを議会のほうにも説明いただければ、今度議会のほうからも環境省なり復興庁なりに要望るべき事柄なので、どうしても行政で対処できないのであればそういうことは我々議会にもご相談いただきたい。そうすれば

我々議会も黙っているわけではなく、要望なりそういうものは強くしていくので、そういうことであるならば今後はそういうことでこういうことで今停滞しているんだというような説明をしていただきたいと思います。以上です。

議長（菅野新一君）ほかに質疑はありませんか。

2番（長正利一君）31ページで認定こども園の外壁装飾工事ということで874万3,000円ほど上げていますけれども、ここに来て大きな金額に至った経過と、あとこの874万3,000円がどのような工事になるのかお聞かせをお願いしたい。

教育長（中井田 榮君）認定こども園、工事が進んで大体の概略見えてきたわけでありますけれども、あそこの外壁、スクールバス降りての正面になるわけでありますけれども、実は震災以降いせひでこさんと柳田邦夫さんが震災以降ずっとご支援をいただいているわけでありますけれども、いせひでこさん・柳田邦夫さんにつきましては学校において命の教育授業をずっとやってきていただいておりますし、さらにいせひでこさんにつきましては絵本作家で有名な方でありますけれども、その大きな木のような人というこういうふうな絵本あるわけでありますけれども、この絵本の中にあるこのような9枚、さらに2枚プラスなんですけれども、壁面が無機物な感じのものではなく、情操教育につながるような仕上げをしていったらどうかということで、今回補正予算を上げさせていただいたところでございます。

内容につきましては、こういった子供の絵のものになるわけでありますけれども、大きさは1メートルの1メートル50のもの、内容としてはデジタル処理をしてシートでビニール系の防水シートのものにアルミのところにそのシートを張って壁面に9枚設置をしたいということで今回補正を上げたところでございます。表につけるのは9枚ですけれども、あと中に木の絵ということでステージの両サイドに2枚大きなものをつなげながら設置をしていきたい。いずれも今までご支援をいただいた命の教育、さらには情操教育につながるということでの今回の予算措置でありますので、ご理解をいただければと思います。

議長（菅野新一君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君）討論なしと認めます。

これから議案第113号平成29年度飯館村一般会計補正予算（第9号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君）この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君）起立多數です。よって、議案第113号平成29年度飯館村一般会計補正予

算（第9号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第114号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第114号平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第115号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第115号平成29号飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第115号平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第116号 飯館村立認定こども園設置条例

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第116号飯館村立認定こども園設置条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 認定こども園設置条例なんですか？ ここで認定こども園に種類が4つほどあるんですけれども、どの型の種類という流れでいくのか。あとは、保育料、利用料、これ世帯収入とのかかわり、当面無料だそうですが、AからDの階層があって、この点ではどういうふうになるのか。あと、保育時間と幼稚園の時間、運営の

中で普通に考えますと幼稚園が9時から2時まで保育時間がその前後というふうになっていますけれども、この認定こども園がどのように運営されるのか。あとは、保育時間利用だけの利用というのではないんでしょうから、ないんですよね。そこはわかりませんけれども、その辺で希望あれば朝晩だけ預けたいという方に対応することはないのかあるのか。あれば追加料金はどういうふうになるのか。村が一括管理というか教育委員会がなるわけですけれども、財政や体制の問題のことはどういうふうに考えているのか。保育環境なかなか大変な状況あって、働く職員数の処遇問題など社会的に今大分問題になっているんですけども、そういう処遇の格差が生まれないようにスタートしなければならないというふうに思いますけれども、その辺を伺っておきます。

教育長（中井田 榮君） 全員協議会で、実はこれを出させていただきましたけれども、事前にご了解をいただきて募集をかけなければならぬということがあってこの両面のものを出させていただきましたけれども、裏面です。お持ちかと思うんですけども、今ほどのご質問の項目について記載しております。まず、入園の対象人員でありますけれども、飯館村に住所がある方、あとは震災時に村に住所があった方です。あと、父母が勤務先が飯館村である方については入園の対象になるというようなことと、あと、ご承知のとおり保育所と幼稚園が一体的な認定こども園ということで進めておりますので、ゼロ歳児から5歳児まで入園の対象になるというようなことで、ここに平成29年から平成24年4月2日までの生まれの方、対象になる。さらに、認定区分でございますけれども、認定区分につきましては1号認定、2号認定、3号認定、聞いたことがあるかと思いますけれども、1号認定というのは今の幼稚園の方が1号認定に当たるわけでありますけれども、そういうふうな認定の申請があつて初めて入園ができるというふうな形になってございます。さらに、保育の時間でありますけれども、保育の時間もこのように1号認定、2号認定、3号認定の時間は決まっておりまして、基本的には保育所を7時から7時まで、今現在も預かっておりますけれども7時から7時まで入園ができるといった内容になってございます。保育料については無料、あと給食費、さらに諸経費につきましても全額を支援させていただきたいというようなことで、前回ご了解をいただいた内容でございます。

スクールバスについては、3歳児以上はスクールバスのほうに乗っていただきますけれども、ゼロ歳、2歳児につきましてはなかなかスクールバスというわけにはいかないので、保護者の送迎をお願いしたいということでございます。入園の手続でありますけれども、12月20日から1月19日まで今回募集をかけさせていただきたい。さらに、最後の財政と体制の問題でありますけれども、今現在体制につきましては募集をかけながらとにかくスタートができるように慎重に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、幼保連携型ということですね。あとは保育時間は7時から朝頼む場合は7時から9時まで頼めて、夕方だと2時以降から7時まで頼めるというふうに……。まだ3回ですぐ終わってしまうので途中で質問切るなよ。

あとは体制、今の流れからいって確実に希望する人数と体制の確定したものが今どのぐらいあるのか。募集かけているという話今ありましたけれども、なかなか実態として放

射能が不安だという人が圧倒的に多い今の現状の中で容易ではないというふうに思うんですけども、あと今最後に答弁で言われましたけれども、ゼロ歳から1歳まで保護者送迎。これの交通費云々までが無料というふうになってくるのか。

教育長（中井田 榮君） まず1点目の1号認定の時間でありますけれども、今の幼稚園ですね。8時半からここに書いてありますように1時10分まで、その後は今もやっておりますけれども預かり保育を引き続き行うというようなことで進めていきたい。2点目の今現在の最終の就学意向調査の結果でありますけれども、前この全協の中でも資料をお出ししておりますけれども、認定こども園の合計が18名です。1歳が2名、2歳が2名、3歳が7名、4歳が3名、5歳が4名というようなことで、ゼロ歳は今から生まれてお願いするかどうかというのがこれからでありますので、またさらにふえる要素があるのかなというようなことで、現在18名の内容で進んでいるといったことでございます。

さらに、最後のゼロ歳から2歳でありますけれども、これは今までも送迎をしていただいております。交通費につきましては今までどおりそれぞれ保護者で送り迎えをしていただくといった内容でございます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩いたします。

再開は1時10分とします。

（午後00時02分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 会議を開きます

（午後 1時08分）

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） いろいろ聞きましたけれども、説明はよかったですんだけれども、私の理解が不足していて7時から夜7時まで、朝の時間だけ預ける人、夕方から預ける人というのも可能なのかどうかもう1回聞くのと、あとは18人の方がおるわけですからそのことに対して園長さん初め副園長、それなりの幼稚園の先生、保育の先生、何人体制でやるというつもりなのか。

教育長（中井田 榮君） 先ほど7時から7時までというお答えをしましたけれども、とにかく通しで保育をするということが前提でありますので、後からとか先、前段とかという話はないというふうにご理解いただければというふうに思います。

あと、職員の体制につきましては先ほどもお答えしましたように、今県のほうに事前に協議をしていまして慎重に協議を重ね、進めているところでございます。大体12人から14人ぐらいは職員としては必要になるのかなというようなことで今県のほうと協議中でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第116号飯館村認定こども園設置条例の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号飯館村認定こども園設置条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第117号 飯館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第117号飯館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第117号飯館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号飯館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第118号 飯館村農業委員会の委員等の定数に関する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第118号飯館村農業委員会の委員等の定数に関する条例の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 今度の条例は選出に当たって村長権限となる議会の同意を得て任命することになりますけれども、村長が提案するに当たっての選出基準とか方針というのはどのように考えているのか伺います。

農業委員会局長（石井秀徳君） このたびの法律の改正によりまして選任方法がご説明しましたとおり変わります。議会の同意を得て村長が任命するというふうな形になりますが、今回の法律改正ではうち認定農業者が委員の過半数必要だというふうなことになります。そのほかに中立委員と言われます農業と関係がない方を入れてくださいよ、それから女性、あるいは青年というふうなことで、そういうふうな努力義務もございます。そういう中から村長がまず公募いたします。それから推選、そういう方法の中から出された方から村長が選任するというふうな形になろうかと思います。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第118号飯館村農業委員会委員等の定数に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号飯館村農業委員会の委員等の定数に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第119号 飯館村公告式条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第119号飯館村公告式条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第119号飯館村公告式条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号飯館村公告式条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第120号 飯館村表彰条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第120号飯館村表彰条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第120号飯館村表彰条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号飯館村表彰条例の一部を改

正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第121号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第121号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第121号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第122号 飯館村営住宅条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第13、議案第122号飯館村営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第122号飯館村営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。よって、議案第122号飯館村営住宅条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第123号 飯館村の休日を定める条例等の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第14、議案第123号飯館村の休日を定める条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第123号飯館村の休日を定める条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号飯館村の休日を定める条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第124号 花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第15、議案第124号花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第124号花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第125号 復興住宅エリア造成工事請負契約の変更について

議案第125号、議案第125号復興住宅エリア造成工事請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第125号復興住宅エリア造成工事請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号復興住宅エリア造成工事請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第126号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第10号）

議長（菅野新一君）　日程第17、議案第126号平成29年度飯館村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　討論なしと認めます。

これから議案第126号平成29年度飯館村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　異議なしと認めます。よって、議案第126号平成29年度飯館村一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第18　議案第127号　平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君）　日程第18、議案第127号平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　討論なしと認めます。

これから議案第127号平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　異議なしと認めます。よって、議案第127号平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第19　議案第128号　平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君）　日程第19、議案第128号平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　討論なしと認めます。

これから議案第128号平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採

決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第128号平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第129号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第20、議案第129号平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第129号平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第130号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第21、議案第130号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第130号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第131号 議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第22、議案第131号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第131号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第131号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第132号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第132号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第132号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第133号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第24、議案第133号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第133号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第134号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第25、議案第134号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第134号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第135号 農業集落排水草野地区処理施設水処理機器更新工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第26、議案第135号農業集落排水草野地区処理施設水処理機器更新工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 8社で99.5、1と2が470万円、中こういう工事はこういうことなんでしょうか。今までの例からすると3番、4番と5番、6番、どういうふうになるのかわかりませんけれども。

総務課長（愛澤伸一君） ただいまのおたたちは、各業者の入れた札の金額の格差がどのくらいあるのかというふうにお聞きしましたので、お答えをいたします。

今ほどご説明の際に申し上げましたが、落札業者と2番札との差は470万円でございます。さらに、2番札を入れた方と3番札を入れた方との差は320万円でございます。続いて3番札から4番札までの差額は110万円でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第135号農業集落排水草野地区処理施設水処理機器更新工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号農業集落排水草野地区処理施設水処理機器更新工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第136号 飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第27、議案第136号飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） ここからずっと請負契約変更に入りますけれども、最初の時点ではこれは予想つかない新たな緊急的に発生したものととられるものばかりなのかどうかちょっと理解に苦しむところあるんですけども、最初からあってしかるべきものだったのではないかなどと思うんですけども、その辺では私らとしてはどういうふうにこの変更を理解していけばいいのか。最初のこれをやっていきますと何かやった、何か足りない、さらにまた追加予算とっていく。といいますと、最初に請け負った業者はまた追加できる、追加できるという工事というふうに素人としては思うんですけども、プロの業界の中ではこういうことはやむなしということなのか。当初での工事内容に整備事業に対してそんなにここまで読めなかつたというか考えられなかつたことばかりなのか。まず、この時点で聞いておきます。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、学校再開につきましては第1工区から第4工区まで分けて現在工事をやっていまして、いよいよ中学校エリアとさらにはスポーツ公園エリアと2工区ずつ分けて現在進めているところであります。ご質問のさらにまた変更がということなのかということでありますけれども、今まで進めてまいりましたのは、まず第1工区でありますけれども、設計をして工事が始まって地盤改良を実際始めてみたところ、第1工区、第2工区の中で地盤改良の必要性が出てきたというようなことでの変更等々がありました。さらに、スポーツ公園のほうもあそこは長雨等々によりまして雨対策、さらには若干の変更等もございましたけれども、それによる追加補正、変更等をさせていただきました。今回の変更につきましては、議案の第1工区につきましては中学校エリアの校舎内の変更であります、そういう意味では当初予算4月からすれば初めての変更でございます。ご承知のとおり、今回の学校再開につきましては今まであった施設を改修をしながら再開に向けて整備をしていくというようなこともあります、設計をしてさらに現場に業者が入って実際のところむいてみたりいろいろやってみたりして変更が出てくる。一般の家庭も家建てる場合に当初の設計をしてさらに工事が進む

段階において変更が伴うことがあるわけありますけれども、今回の工事につきましては第1工区、第2工区が中学校エリア、第3、第4がスポーツ公園エリアというふうなことで全体で約70億円の工事を進めているわけありまして、そういう意味では若干現場の精査も踏まえて今回の変更が出てきたというようなことで、今回の第1工区、第2工区あわせてありますけれども、いずれも仕上げに当たり現場の慎重なる協議において今回変更させていただいて、前からご説明していますように一部繰り越しもあるわけありますし、今回12月補正で増額補正をしておかないと繰り越し作業もできないというふうなこともありますし今回このような形で追加変更させていただいたわけでありますので、ご理解とこれからのご支援をいただければというふうに思います。

7番（佐藤八郎君） 設計段階からいろいろな検討されて予算もとつて出して、それをそれなりに見る方が見て十分な検討されて、それでも大丈夫ということで、結果として出てきたという割には最初からこんなことわからないできたというのも一体この設計段階からどんなチェックなりどういうことで当所の契約額を設定して第1回、第2回、この後の事業もまた第1回、第2回とずっと変更変更で同じ業者が追加追加で工事やるような流れになっていますけれども、そういうふうになると1回とった業者が今後また出るものも含めずっと一貫して仕事をやることになるんでしょうから、最初の時点でなぜこういう変更仕様となることがわからなかつたのか聞いておきますかね。

教育長（中井田 榮君） 22ページの主な変更の内容を見ていただければと思いますけれども、第1工区につきましてはこのような形で小学校の体育館の仕上げの部分です。さらには1番から6番までは小学校の体育館、給食センターの仕上げの部分、あと7番から11番までは校舎の仕上げの部分、あと12番は先ほどの12月補正の可決承認いただきました2分の1の小中学校のその工事の部分でありますので、そういう意味では見ていただくとおわかりのとおり仕上げに当たって現場精査のもとに予算の範囲の中でよりよい整備内容をというようなことでの現場精査だというふうにご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 私ら専門家でないのでわかりませんけれども、仕上げの段階でいろいろ出てきたと仕上げまで想定して最初から設計組んだりやるの普通ではないですか。仕上げになったからどこかのハウスメーカーみたいに外堀の部分は予算に入っていますなどと後から追加して飯館の方々ハウスメーカーに大分痛めつけられておりますけれども、公共事業ですから仕上げまでのことを入れた中で工事発注されて、請負されてというのが普通だと私自身は思うんですけども、勉強不足ですけれども、どうもそのたびにいや不慮のことで工事中に大きな地震起きて今仕上げかかった道路が崩れたとか隣の山が崩れたとかという発生すれば、それはそれであれかもしれませんけれども、もう最初からここにこういうものつくるという設計や管理の中できちんとされてきてしかるべきで、仕上げに入つていろいろ出てきたから追加してと何かこのぐらいのものをもっと立派なものにかえたわけではないでしょう、これ。だったら最初から仕上げまで途中までの最初契約金額で請負させたわけではないでしょう。誰だって仕上げまででしょう、最初から。何か私の理解不足で申しわけないですけれども、普通から考えるとおかしいのかなと思うんですけども、立派にできるのはそれはそれでいいんですけども、

そういう点でもつといつでもそうなんですけれども、特別なことが起きない限りは追加追加で何回も同じ業者がずっとやり続けると余りいいことではないのかなと私自身思っています。

教育長（中井田 榮君） ご指摘のことですが、もっともだと思いますけれども、これをちょっと見ていただきたいんですが、⑧番などはむいてみないとわからない。これは大きな金額になっていますけれども、改修ですから、校舎の改修。地震があって、雪が降って、雨が降って、あそこは天井から下まで雨漏りがして設計はして工事は始まったわけでありますけれども、このような形で実際むいてみて現場で工事を進めてみるとこのような形で仕上げの部分である程度お金がかかるというようなこともわかつて、そして進めているというのが現状でありますのでご理解をいただければと思いますし、さらにさらに予算を上げる、さらに予算を上げるということではなく予算の中でとにかく10分の10で国からもらったお金、さらには議会からご承認をいただいた単費をとにかくその枠を守りながら進めたいというように思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2番（長正利一君） 今佐藤議員とちょっとダブりますけれども、今の教育長の回答については十分國のほうから予算もらった部分の範囲内であるから最善尽くしてもそれは理解しますけれども、我々、私も本当にこういう発言して本当に恥ずかしくなるかもしれませんけれども、基本的には素人の感覚でこの大きな数字を落札に当たって99.5ということは本当に神わざに近いような数字ですばらしいなど。今これぐらいの制度化した入札なんだなというふうに昔と違ってこれぐらいの90%超えるようなパーセンテージは多分なかつたかと思いますけれども、いずれにしても相当の金額の中で佐藤議員も話しましたけれども、一度この手にした業者については今本当に何でもありきではございませんけれども、発注するほうも最悪の想定の中で実際工事に入って本当に地下を掘削してみないとわからないとそういう部分も確かにあるわけでございますけれども、今の例えばこの浄化槽についても作動しないために云々だと書いてあります。こういうことも基本から言えば多分想定してこの工事の中に入ってくるのが普通なのかなというふうに思います。そんな関係で議会、私も何回、数回出ていますけれども、こういうふうな発注案件については村民がもう条例とかそういう部分については余り関心は持っていないませんけれども、税金で使われていく部分について安易に補正補正でいってしまうといかがなのかなという部分でありますので、今後こういうふうな公共事業については最終の最終まで想定できる部分についてはひとつ検討いただいて、こういう緊急以外も含めて慎重に提案すべきではないかというふうに思っている。落札すれば永久に飯館村の事業に参加できるんだというような誤解を招くようなことでもうまくないでしょうし、つくるからには不良工事がないような、そして我々安心して使えるような施設をつくっていただくということを願うものでございますから、そんなことで要望でございますけれどもよろしくお願いしたいと。

教育長（中井田 榮君） 入札関係は教育委員会ではお答えできませんので、工事関係につきましてはご指摘のとおり慎重に今後とも進めていきたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第136号飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第137号 飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第28、議案第137号飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第137号飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第137号飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第138号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村深谷復興拠点地内第2号）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第29、議案第138号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村深谷復興拠点地内第2号）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから議案第138号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村深谷復興拠点地内第2号）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第138号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村深谷復興拠点地内第2号）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第139号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等設備工事（7区肉用牛用施設）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第30、議案第139号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約の変更についての件を議題とします。

本件については佐藤一郎君を利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって佐藤一郎君を除斥いたします。

佐藤一郎君の退場を求めます。

（3番 佐藤一郎君 退場）

議長（菅野新一君） これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第139号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第139号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

佐藤一郎君の入場を求めます。

（3番 佐藤一郎君 入場）

◎日程第31 質問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（菅野新一君） 日程第31、質問第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

議長（菅野新一君） これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この任期はいつでしょうか。伺っておきます。

住民課長（細川亨君） 平成30年4月1日から3年間になっております。平成33年3月31日までの期間でございます。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について採決をします。

お諮りします。本案はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてはお手元に配りました意見のとおり答申することを決定しました。

◎日程第32 閉会中の継続審査の件

議長（菅野新一君） 日程第32、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査を申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会は申し出のとおり閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

◎日程第33 閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第33、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からお手元に配付のとおりそれぞれの調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第34 議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第34、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第12回飯館村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後2時03分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月15日

飯 館 村 議 会 議 長

菅 喜 一

同 会議録署名議員

吉 田 弘

同 会議録署名議員

佐藤 健太

同 会議録署名議員

長 田 一

()

()